

国指定大山上池・下池鳥獸保護区
大山上池・下池特別保護地区
指定計画書（環境省案）

平成20年 月 日
環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

大山上池・下池特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

国指定大山上池・下池鳥獣保護区の全域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成20年10月21日から平成39年10月31日まで（19年10日間）

(4) 特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、山形県鶴岡市の西部に位置し、高館山自然休養林に隣接する農業用灌漑ため池として維持管理されている湖沼の水面部分である。水面は水生植物であるハスが広範囲に繁茂しており、その他にも環境省レッドリストに掲載されている準絶滅危惧のチョウジソウをはじめとして、ヒシ、ヌマトラノオ、フトイ等の多様な植生を有している。

このような自然環境を反映して、マガモ、オナガガモ、環境省レッドリストに掲載されている絶滅危惧Ⅱ類で天然記念物のヒシクイ、同じく天然記念物で準絶滅危惧種のマガン等のガンカモ類を始め多くの水鳥類の生息が確認されており、ガンカモ類をはじめとする渡り鳥の全国的に重要な越冬地となっている。特に、マガモは毎年2万羽から3万羽、コハクチョウは毎年千羽から3千羽の飛来が確認されている。このほか、天然記念物で絶滅危惧ⅠB類のオジロワシ、同じく天然記念物で絶滅危惧Ⅱ類のオオワシ等の猛禽類の生息も確認されており、合計で177種の鳥類の生息が確認されている。

特に、当該鳥獣保護区の区域は、当該地区における淡水面としては広大な面積を有すること等から、多くの鳥類の休息及びねぐらの場等として利用されており、とりわけ、ガンカモ類をはじめとする渡り鳥の渡来地として重要な区域となっている。

このように、当該鳥獣保護区の区域は、その全域が渡り鳥の集団渡来地として、特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

保護管理方針

- 1) 鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。
- 2) 鳥類の安定的な生息への著しい影響を防止するために、定期的な巡視や、関係地方公共団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動に取り組む。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 39 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 — ha
農耕地 — ha
水 面 39 ha
その他 — ha

イ 所有者別内訳

国有地 — ha

地方公共団体有地 — ha

| | | | | | |
|---|-------------|---|----------|---|------------|
| { | 都道府県有地 — ha | { | 制限林 — ha | { | 保安林 — ha |
| | | | 普通林 — ha | | 砂防指定地 — ha |
| | | { | その他 — ha | { | その他 — ha |
| | | | | | |
| { | 市町村有地 — ha | { | 制限林 — ha | { | 保安林 — ha |
| | | | 普通林 — ha | | 砂防指定地 — ha |
| | | { | その他 — ha | { | その他 — ha |
| | | | | | |

私有地 — ha

公有水面 39 ha

ウ 他の法令(条例を含む)による規制区域

| | | | | |
|----------------|-------|---|--------|-------|
| 自然環境保全法による地域 | — ha | { | 特別保護地区 | — ha |
| 自然公園法による地域 | 39 ha | | 特別地域 | — ha |
| 名称(庄内海浜県立自然公園) | | | 普通地域 | 39 ha |
| 文化財保護法による地域 | — ha | | | |

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、山形県鶴岡市西部庄内海浜県立自然公園内に所在する灌漑用ため池である。

イ 地形、地質

当該区域は、農業用灌漑のために造成された湖沼であり計画高水位にあつては、上池が標高14.7m、下池が標高15.2mとなっている。

ウ 植物相の概要

当該区域は、水面であり水生植物であるハスが大部分を占め、その他にヒシ、ヌマトラノオ、フトイの生育する場所が見られる。また、環境省レッドリストに掲載されている準絶滅危惧のチョウジソウを始め、23科42種の維管束植物が確認されている。

エ 動物相の概要

当該区域では、鳥類としては、マガモ、ヒシクイ、コハクチョウ等のガンカモ類をはじめとする渡り鳥やオジロワシ、オオワシ等の猛禽類等、17目45科177種が確認されている。また、水生生物としては絶滅危惧ⅠB類のゲンゴロウブナを始め絶滅危惧Ⅱ類のスナヤツメ等淡水魚類17種、甲虫類4種、貝類4種の生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域においては、農林水産物への被害は発生していない。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第32条に規定する損失を受けたものに対しては通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

- | | |
|-------------|----|
| ① 特別保護地区用制札 | 8本 |
| ② 案内板 | 2基 |